ケーブルテレビ加入契約約款

JCOM マーケティング株式会社（以下「当社」という。）と当社が行うサービスの提供を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第 1 条（当社の提供するサービス）

当社は加入者に対しそのサービス区域内で、次のサービスの提供を行います。

1．基本番組サービス

放送法第２条に定める「放送事業者」のテレビジョン放送及び、超短波放送のうち、当社が定めた放送の同時再放送サービス及び、当社による自主放送サービスをそれぞれ料金表に定める基本サービスの支払により視聴可能となるサービス。

2．有料番組サービス

放送法第２条に定める「放送事業者」が行う有料放送及び、当社が行う有料の自主放送サービス。ただし、有料番組サービスは基本番組サービスをご利用いただく場合に限りご利用いただけます。

3．当社スマートテレビサービス

(ア)第１項、第２項を含むサービス及びインターネット接続サービスがご利用いただけます。インターネット接続サービスにつきましては「当社インターネット接続サービス契約約款」に準じます。

(イ)コンテンツサービス

アプリケーション、デジタルコンテンツ等のコンテンツサービスをご利用いただけます。

(ウ)デバイスの機器販売

デバイスの販売料金は機器及び時期により異なることがございます。

4．緊急地震速報サービス

気象庁及び、データ配信者から地震発生の情報を受信した場合、即座に利用契約者の属する地域における主要動の到達時間、震度を演算し、「震度３以上」の揺れが生じると予測された場合に、利用契約者の設置した「緊急地震速報専用端末」に情報を配信し、通報を行うサービス。

5．その他のサービス

当社が別途定めるその他のサービス。

第 2 条（加入契約の単位）

1.加入契約は世帯ごと、又は、事業者ごとに行います。

2．前１項の場合において、引込線が別途必要となる場合は別途加入契約を必要とします。

第 3 条（契約の対象並びに成立）

1．加入契約は、加入申込者が予めこの約款を承認し当社の指定する方法により所要事項を当社に通知することを申込みとし、当社がこれを承諾することにより成立するものとします。

2．前項の場合において、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提出して頂きます。ただし、当社が別に定める方法により確認する場合および当社が特に認める場合は、この限りではありません。

3．当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申込みを承諾しないことができるものとします。

(1) 当社のサービスの提供が施設設置面での技術的な理由等により困難な場合

(2) 加入申込者が自己に課せられた債務の履行を怠ったことがあるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合

(3) 加入申込者が当社に通知した所要事項に虚偽および不備(書面等での名義、捺印、識別のための番号および符号情報等の相違・記入漏れ等を含みます。)がある場合

(4) 加入申込者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められる場合

(5) 加入申込者が未成年者、成年被後見人で、それぞれ法定代理人、後見人の同意が得られない場合

(6) 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合

(7) 加入申込者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合

(8) その他、当社の業務に著しい支障がある場合

(9) 約款および別に定める規定等に、特段の定めがある場合

4．有料番組を利用する場合には、契約者は、有料番組ごとに申し込んでいただきます。ただし、一部の有料番組の会社が定める所定の様式に記入する場合のほかは、電話等により当社に申し込むことができるものとします。

5．一部の有料番組については、二十歳未満の契約者、学生の契約者は利用できないことがあります。

6．当社は、本人性および年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

7．当社スマートテレビサービスに於いて、KDDI 株式会社が定める「au ID 利用規約」に同意頂けない場合は、加入契約の申し込みをお断りするものとします。

第 3 条の２（契約締結後書面の交付等）

1．当社は、放送サービスの工事が完了した日または契約者が放送サービスの種類の変更を行う場合はその変更が完了した日を契約が成立した日（以下、「契約成立日」といいます。）とします。

2．当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下、「契約締結後書面」といいます。）を加入

申込者に交付します。
3．契約締結後書面は次の方法により交付します。なお、加入申込者はいずれかの方法を契約申込み時に選択するものとします。
(1) 電磁的方法による交付
(2) 紙面による交付

第 4 条（初期契約解除等）
1．加入申込者は、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間、法令に基づき、文書により契約の解除を行うことができます。
2．前項の規定による解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
3．第 1 項の規定に基づき契約の解除を行う場合、加入申込者は引込工事、宅内工事等の着工、または完了済みの工事、撤去に要する工事および手続きに要した全ての費用を負担するものとします。
4．前 3 項の規定の他、申込者は、契約成立日以前に当社に対して申し出を行い、当該申し出が当社に到達することを条件として、当該契約の申込みを撤回することができます。この場合、当社は加入申込者に対し、原則として、いかなる費用の負担も求めません。
5．放送サービスを含む定期契約（定期契約とは、「契約者もしくは加入申込者からの申込みにより適用する 1 年、2 年等の有期間の契約」をいいます。）を締結した場合において、契約締結後書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間に定期契約の解除を行う場合も前各項と同じく扱います。

第 5 条（契約の有効期限）
1．契約の有効期限は、契約成立日から１年間とします。ただし、契約期間満了の１０日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き１年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第 6 条　削除

第 7 条（端末機等の貸与）
1．当社はセットトップボックス（以下「STB」という。）、録画機能付セットトップボックス（以下「HD-STB」又は、「HD-STB プラス」又は、「HD-STB ブルーレイ」という。）、Smart TV Box®(以下「STVB」という。)及び、ヴィジュアル オプティカル ネットワーク ユニット（以下「V-ONU」という。）を所有し（付属品を含む。以下、端末機と付属品をあわせて「端末機等」という。）、加入者に貸与します。その使用料は別表の通りとします。
2．解約時には加入者は端末機等を返還するものとし、加入者の故意、過失による端末機等の故障、破損、紛失等の場合は別に定める損害金を当社に支払うものとします。

第 8 条（提携事業者が提供するサービス）
当社スマートテレビサービスの契約者に対して、提携事業者より次のサービスの提供を行います。なお、提携事業者によりサービスの一部又は全部を変更もしくは終了することがあります。当社はこのサービスを利用した場合に生じた情報等の破損もしくは滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、当社の故意または重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。
1．提携事業者によるコンテンツサービス
(ア)セキュリティソフトウェア
トレンドマイクロ株式会社のウィルスバスターが提供されるため、本サービスの提携事業者が別に定める規約に同意して頂きます。なお、STVB をご利用いただく場合は、本サービスが自動的に利用開始となる事を承諾して頂きます。
(イ)その他提携事業者提供コンテンツ
提携事業者が定める規約に基づき各提携事業者によって提供されます。本サービスの利用に際しては本約款のほかに各提携事業者が定める規約・利用条件等を遵守頂きます。

第 9 条（au ID の提供）
1．当社スマートテレビサービスの利用には KDDI 株式会社が提供する「au ID」が必要となります。
2．契約者は当社スマートテレビサービスを利用する場合は KDDI 株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意して頂きます。また STVB 1 台につき 1 個の「au ID」を予め提供しますので、加入申し込み時に暗証番号を設定して頂きます。
3．契約者は STVB 上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、前項で払い出された「au ID」が設定されている STVB の機器情報を、当社が KDDI 株式会社へ提供することについて承諾して頂きます。
4．第２項で提供された「au ID」は、契約者が当社スマートテレビサービスを解除した場合に於いても自動的には解除されません。なお解除する場合は提供元の KDDI 株式会社へ解除手続きを行うものとします。

第 10 条（利用料）
1．加入者は別表に定める料金表に従い次の利用料を当社に支払うものとします。
①番組利用料
基本番組サービスの提供を受け始めた日の翌日から番組利用料を毎月支払うものとします。なお、デジタルベーシックプラン、デジタルプレミアムプラン、デジタルハイビジョンベーシックプラン、デジタルハイビジョンプレミアムプラン、デジタルベーシック B プラン、デジタルプレミアム B プラン、 スマートステーションベーシックプラン(戸建・集合)、ス

マートステーションプレミアムプラン(戸建・集合)には、受信端末機１台の使用料および番組表１冊分の料金（１契約１冊）が含まれます。
②有料番組利用料
有料番組のサービスを受ける場合には、サービスの提供を受け始めた日の属する月から有料番組利用料を支払うものとします。
③受信維持契約
光同軸幹線（以下「HFC」という。）において、専用端末機を使わずに映像視聴する場合は、受信維持契約を結ぶ必要があります。(戸建住宅に限る。)
④地デジ BS プラン契約
光幹線（以下「FTTH」という。）において、V-ONU のみを設置し映像視聴する場合は、地デジ BS プラン契約を結ぶ必要があります。
⑤緊急地震速報サービス
サービスの提供を受ける場合には、別に定める「緊急地震速報サービス利用規約」に基づき利用申し込みをしていただきます。
⑥その他のサービス利用料
加入者が当社との別途合意によるサービスを受ける場合には、そのサービスの提供を受け始めた日の属する月からサービス料を毎月支払うものとします。

２．当社が、第１条に定めるサービスのうち、加入者が契約しているサービスの全てにつき、月のうち継続して１０日以上提供しなかった場合は、当該月分の利用料は無料とします。ただし、天災地変その他当社の責に帰することのできない事由によるサービスの停止の場合は、この限りではありません。
３．社会経済情勢の変化、提供するサービス内容の拡充等に伴い、当社は利用料の改定をすることがあります。この場合は、改定月の１ケ月前までに加入者に通知します。
４．日本放送協会の定めによるテレビジョン受信料（NHK 衛星受信料を含む。）及び、株式会社 WOWOW の視聴料は、当社が設定した利用料には含まれておりませんので、別途加入者が NHK 及び、WOWOW にそれぞれお支払い下さい。ただし、NHK 衛星受信料については、当社の団体一括契約を利用することができます。

第 11 条（施設の設置および費用の負担等）
１．当社は、放送センターから受信機までの施設のうち、放送センターから保安器又は、V-ONU までの施設の設置に要する費用を負担し、これを保有するものとします。ただし、加入者は、加入者の最寄りのタップオフから保安器まで又は、最寄りのクロージャーから V-ONU までの引込工事負担金（以下｢引込工事費｣という。）を負担するものとします。
２． 加入者は保安器又は、V-ONU の出力端子からテレビ受信機（STB 及び V-ONU とその電源供給器を除く。）までの施設の設置工事に要する費用（以下｢宅内工事費｣という。）を負担し、これを保有するものとします。
３．共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受ける加入者については別途協議するものとします。
４．当社が本契約に従って放送サービスを提供するために必要な工事の施工は、当社又は、当社の指定する業者が行うものとします。

第 12 条（設置場所の無償使用）
１．当社は施設を設置するために必要最小限において、加入者が所有又は、占有する敷地、家屋、構築物等を無償で使用できるものとします。
２．加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第 13 条（一時停止及び、再開）
１．加入者は、当社のサービスの提供の一時停止又は、その再開を希望する場合には、直ちに当社にその旨を文書により申出るものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの期間の料金は第 10 条の規定にかかわらず無料とします。
２．前項の一時停止ができる期間は３ケ月とし、加入契約と同一場所にて再開できることを条件とします。

第 14 条（当社の保守責任及び、免責事項）
１．当社は当社施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は維持管理の必要上、サービス提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。
２．当社は加入者から当社の施設に異常がある旨、申出があった場合は、これを調査し、必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器又は、V-ONU の出力端子以降受信機等（各種 STB を除く。）に起因する事項の場合は加入者の責任とし修復に要する費用は加入者負担とします。
３．当社の保安責任範囲は、施設の性格上、放送センターから保安器又は、V-ONU までとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。
４．加入者は当社又は、当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。
５．加入者は加入後の故意又は、過失により、当社の施設に故障が生じた場合にはその施設の修復に要する費用を別表 13 で定める額を負担するものとします。
６．当社は天災、事変その他当社の責に帰することのできない事由によるサービスの提供の停止に基づく損害の賠償には応じません。

7．HD-STB サービス、HD-STB プラスサービス又は、HD-STB ブルーレイサービスについては、故障その他あらゆる場合において番組録画及び、再生の不具合や録画物の内容及び、データの消失・破損につきましては、当社では一切保障いたしません。また、STB に外部接続したハードディスクに録画した内容及びデータは、STB を交換した場合消失します。

第 15 条（設置場所の変更）

1．加入者は次の場合に限り、引込線及び、端末機の設置場所を変更できるものとします。その変更に要する費用は加入者が負担するものとします。この場合、当社所定の書式によりその旨を申出るものとします。
①変更先が同一敷地内の場合
②変更先が当社の業務区域内で技術的に可能な場合

第 16 条（契約者の地位の承継）

1．相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後相続する法人もしくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
2．前項の場合に、相続人が 2 人以上あるときは、そのうち 1 人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
3．前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人のうちの 1 人を代表者として扱います。
4．第 1 項および第 2 項の届出をし契約者の地位の承継をした相続人または法人は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第 17 条（加入申込書記載事項の変更）

1．加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、当社に申出るものとします。申出があった場合、当社は速やかに変更された契約内容に基づいてサービスを提供します。
2．前項のほか、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者は当社に申出るものとします。

第 18 条（CAS カードの取扱い）

1．BS デジタル放送用 IC カード（以下「B-CAS カード」という。）に関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
加入者が破損或いは紛失した場合には、その損害分として 2,050 円（税込）を当社に支払うものとします。
2．CS デジタル放送用ＩＣカード（以下「C-CAS カード」という。）は当社に帰属し、C-CAS カードを必要とする STB を利用する加入者に STB１台につき１枚無償貸与するものとし、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改修は禁止し、それらが行われた事による当社及び、第三者に及ぼされた損害・利益損失は加入者が保証するものとし、STB の解約時及び、解除時は、当社に返還するものとします。また、加入者が破損或いは紛失した場合には、その損害分として 2,057 円（税込）を当社に支払うものとします。

第 19 条（放送内容の変更）

1．当社は止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお、変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第 20 条（加入者の禁止事項）

1．加入者は、契約した受信機以外の機器を使用して、当社の多チャンネルサービスを利用できません。
2．加入者がテープ、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

第 21 条（解約）

1．加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の１０日以前に文書により当社にその旨を申出るものとします。
2．解約の場合、加入契約料の払戻しはいたしません。ただし、次の取扱いができます。
①日本ケーブルテレビ連盟に加入しているケーブルテレビ局のエリアに転入する場合、加入証明書を発行することができます。
②当社のエリア外に転出して、ケーブルテレビを見ることができない場合、休止することができます。但し、休止可能期間は５年間とします。
3．解約の場合、加入者は第 10 条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとます。ただし、前納している場合は、解約の月の翌月以降の分を払い戻します。
4．第１項の解約の場合、当社は当社の端末機及び、引込線を撤去します。ただし、撤去に伴い加入者が所有又は、占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者の自己負担においてその復旧工事を行うものとします。
5．加入者は解約当月の利用料については、サービスの提供が停止した日にかかわらず当月分の利用料を支払うものとします。

第 22 条（加入者の業務違反による停止）

1．当社は加入者が利用料金や各種料金の支払いが２ヶ月以上遅延した場合、又は、本約款に違反する行為があった場合及び、当社との信頼関係を破壊する行為があった場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止するか、あるいは加入契約を解除することができるものとします。

第 23 条（料金等の支払い方法）
1．加入者は当社に、工事費、基本利用料、有料チャンネル料金、及び、その他の条項に定めた費用等について別途当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。
2．一部サービスエリアの加入者は、カード決済が可能です。その場合当社が指定するクレジットカード会社で、かつ加入者が指定するクレジットカードにおいて、当該クレジットカード会社の規約に基づいて料金等を支払うものとします。詳細につきましては、「大分ケーブルテレコム株式会社カード支払い申込特約」をご確認ください。

第 23 条の 2（端数処理）
1．当社は、約款の規定により、料金表に定める料金について支払を要する額は、料金表により算出された請求額（消費税額を含みます。）とします。ただし、損害金に相当するものは、消費税相当額を加算しません。
2．料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切捨てます。ただし、その計算途中においては、この限りではありません。
3．実際のご請求金額と料金表に規定する税込料金額の合計額が異なる場合があります。

第 24 条（延滞処理）
1．契約者の料金その他の債務（加入契約の終了後に確定したものを含みます） について、本約款その他当社の別途定める支払期日を経過しても支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合、当社は、契約者に対して督促または通知を行うことがあり、当該督促または通知を行うたびに、別に定める延滞手数料を請求額に加算できるものとします。
2．契約者は、料金その他の債務について、 支払期日を経過してもなお支払いがない場合、または当社が支払いを確認できない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、法定利率に準拠し算定して得た額を遅延損害金として、当社にお支払いいただきます。

第 25 条　削除

第 26 条（契約者に係る情報の取扱い）
1．当社は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定）および放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成 16 年総務省告示第 696 号）に基づくほか、当社が別途掲示する個人情報保護ポリシーおよびこの約款の規定に基づいて、契約者の個人情報を適切に取扱うものとします。
2．当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、加入者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。
(1) 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。
(2) 契約内容に関する事項。
(3) 利用料金等の請求額、利用料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
(4) 契約者のテレビ視聴履歴に関する事項。
3・当社は、前項に記載する契約者の個人情報を次の目的のために利用するものとします。
(1) 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、番組表等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
(2) 契約者のテレビの視聴履歴や操作に関する記録に関する分析を行い、契約者が支障なく視聴が継続できるように設備の保守等を行うため。
(3) 上記（1）～（2）のほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。

第 27 条（国内法への準拠）
1．この約款は日本国の国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については大分地方裁判所を管轄裁判所とします。

第 28 条（定めなき事項）
1．この約款に定めなき事項が生じた場合は、当社、加入者は契約締結の主旨に従い、誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。

第 29 条（約款の改正）
1．この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。この場合加入契約は改正後の約款の条件によることになります。

附 則
(1) 当社は特に必要があるときには、本約款に特約を付することができるものとします。
(2) 本約款は、各世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）個別に契約する場合に適用するものとし、加入者引込線 1 回線により、複数世帯が加入する場合には、契約の単位を各世帯ごととします。
(3) 一括加入、業務用等については別途定めます。
(4) この約款は、平成 25 年 3 月 1 日より更新。
(5) この約款は、平成 26 年 3 月 1 日より更新。

(6) この約款は、平成 27 年 7 月 1 日より更新。
(7) この約款は、平成 27 年 12 月 1 日より更新。
(8) この約款は、平成 28 年 4 月 1 日より更新。
(9) この約款は、平成 29 年 3 月 1 日より施行します。
(10) この約款は、平成 29 年 4 月 1 日より施行します。
(11) この約款は、平成 29 年 8 月 1 日より施行します。
(12) この約款は、平成 29 年 9 月 1 日より施行します。
(13) この約款は、平成 30 年 11 月 1 日より施行します。
(14) この約款は、平成 30 年 11 月 13 日より施行します。
(15) この約款は、平成 30 年 12 月 1 日より施行します。
(16) この約款は、令和 3 年 4 月 1 日より施行します。

●大分ケーブルテレコム株式会社カード支払い申込特約

1．契約者は、契約者が支払うべき当社の提供するサービスの利用料、工事費等の一切の債務契約約款に基づき支払うこととなる料金等を、契約者が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づいて支払います。
2．契約者は、契約者から申し出をしない限り継続して前項と同様に支払います。また、当社が、契約者が届け出たクレジットカードの発行カード会社からの指示により、契約者が届け出たクレジットカード以外のクレジットカード番号で代金を請求した場合も前項と同様に支払います。
3．契約者は、当社に届け出たクレジットカード番号・有効期限に変更があった場合、遅延なく当社にその旨を連絡します。
4．契約者は、契約者が指定したクレジットカードの会員資格を喪失した場合はもちろん、契約者の指定したクレジットカード会社の利用代金の支払い状況によっては、当社または契約者の指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても契約者は異議を申し立てません。

別表

1．加入契約料

削除

2．標準工事費

新規契約に伴う工事費	6,600 円／契約
追加契約に伴う工事費	5,500 円／契約
端末機器交換の工事費	3,300 円／１端末

3．手続きに関する料金

契約事務手数料	3,080 円
延滞手数料	440 円

4．番組利用料

※各コースの基本利用料には、半年一括、一年一括払いがあります。ただし、新規受付につきましては月払いのみとなります。

項目	地デジBS プラン	ﾃﾞｼﾞﾀﾙ		ﾃﾞｼﾞﾀﾙﾊｲﾋﾞｼﾞｮﾝ			STB 増設		
		ﾍﾞｰｼｯｸ プラン	ﾌﾟﾚﾐｱﾑ プラン	ﾍﾞｰｼｯｸ プラン	ﾌﾟﾚﾐｱﾑ プラン	ﾌﾟﾚﾐｱﾑﾌﾟﾗｽ プラン	ベーシック	プレミアム	地デジ プラン
戸建住宅	2,178 円/月	3,520 円/月	4,070 円/月	3,520 円/月	4,070 円/月	4,620 円/月	1,980 円/月	2,530 円/月	880 円/月
戸建住宅 B	2,178 円/月	3,850 円/月	4,400 円/月	3,850 円/月	4,400 円/月	4,950 円/月	1,980 円/月	2,530 円/月	880 円/月
集合住宅	2,178 円/月	3,520 円/月	4,070 円/月	3,520 円/月	4,070 円/月	4,620 円/月	1,980 円/月	2,530 円/月	880 円/月

大分ケーブルテレコム光テレビ with BBIQ	—	—	—	3,520 円/月	4,070 円/月	4,620 円/月	1,980 円/月	2,530 円/月	880 円/月

※デジタルベーシックプラン、デジタルプレミアムプランの新規受付は終了しております。
※デジタルハイビジョンベーシックプラン、地デジ BS プランの新規受付は終了しております。

項目	ﾃﾞｼﾞﾀﾙBﾌﾟﾗﾝ	ﾃﾞｼﾞﾀﾙBﾌﾟﾗﾝ 増設
自治体プラン	1,980 円/月	1,980 円/月

※デジタルＢプランは、国東市、竹田市、豊後大野市、中津市の各ケーブルテレビにご加入の方が対象となります。

項目	臼杵プラン	臼杵プラン増設
BS ベーシック	880 円/月	880 円/月
ベーシック	1,760 円/月	1,760 円/月
ベーシック・プラス	2,750 円/月	2,750 円/月

※臼杵プランの新規受付は終了しております。

５．受信維持契約（戸建住宅のみ HFC のみのサービスです。）

項目	料金	摘要
受信維持契約	5,500 円	年額

※加入一括団地以外の新規受付は終了しております。

６．施設等複数契約

項目	料金	摘　　要
施設等複数契約	別に算定する実費相当額	月額

７．緊急地震速報

項目		料金
情報登録費用		1,100 円
取付工事費		3,300 円
情報配信料		0 円
端末有償貸与（月額）	親機	550 円
	子機	親機に含む

※新規受付は終了しております。

８．その他のサービス利用料

項目	料金	摘要
HD-STB（DCH2000）※注	880 円	月額
HD-STB	1,100 円	月額
HD-STB（620PW）	1,430 円	月額
HD-STB プラス（DCH9000）※注	1,650 円	月額
HD-STB ブルーレイ※注	2,750 円	月額

HD-STB ブルーレイ（TZ-BDT920PW）	3,080 円	月額
HD-STB 交換費用	5,500 円	HD-STB/1 台

※その他のサービスのご利用は、デジタルのベーシック及び、プレミアムプラン、デジタルハイビジョンのベーシック、プレミアム及び、プレミアムプラスプランの番組利用料が支払われていることが条件となります。
※注　HD-STB（DCH2000）、HD-STB プラス（DCH9000）、HD-STB ブルーレイにつきましては、新規受付は終了しております。

9. スマートテレビサービス

項目	スマートステーション ベーシック	概要	スマートステーション 4K プラス ベーシック	概要
戸建住宅	9,130 円／月額（プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分） インターネット（FTTH・下り／上り 30Mbps 又は HFC・下り 30Mbps／上り 5Mbps）		
	＋880 円／月額	インターネット（FTTH・下り／上り 100Mbps 又は HFC・下り 160Mbps／上り 5Mbps）	10,560 円／月額（プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分） インターネット（FTTH・下り／上り 100Mbps）
集合住宅	8,030 円／月額（プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分） インターネット（FTTH・下り／上り 30Mbps 又は HFC・下り 30Mbps／上り 5Mbps）		
	＋880 円／月額	インターネット（FTTH・下り/上り 100Mbps 又は HFC・下り 160Mbps／上り 5Mbps）	9,460 円／月額（プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分） インターネット（FTTH・下り／上り 100Mbps）

※スマートステーションは 2 年間の継続利用が条件です。期間内に解約又はコース変更の場合 16,500 円の契約解除料が発生いたします。
※プレミアムプラスはデジタルハイビジョンのみ受付可能です。
※スマートテレビサービスの新規受付は終了しております。

１０．セットサービス

サービス	料金	概要
920PW	10,670 円/月額（プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン、 インターネット（FTTH・下り/上り 200Mbps）
620PW	9,350 円/月額（プレミアム＋550 円／月額、	ベーシックプラン、 インターネット（FTTH・下り/上り 200Mbps）

	プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	

※920PW セット・620PW セットは 2 年間の継続利用が条件です。期間内に解約又はコース変更の場合 16,500 円の契約解除料が発生いたします。
※920PW セット・620PW セットの受付は終了しております。

１１.パックプラン
(FTTH エリア)

サービス		料金	概要
スマステパック 100 4K プラス	戸建住宅	10,450 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 100Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
スマステパック 100		9,900 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 100Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
スマステパック 30		9,350 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 30Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
スマステパック 100 4K プラス	集合住宅	9,680 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 100Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
スマステパック 100		9,130 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 100Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
スマステパック 30		8,580 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 30Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
バリューパック 100		8,800 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 100Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
バリューパック 30		8,250 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、インターネット（下り／上り 30Mbps）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
バリューパックミニ		4,620 円／月額 (プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額)	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
ネットパック 100		5,720 円／月額	インターネット（下り／上り 100Mbps）J:COM PHONE プラス又はケーブルライン
ネットパック 30		5,170 円／月額	インターネット（下り／上り 30Mbps）J:COM PHONE プラス又はケーブルライン

(HFC エリア)

サービス		料金	概要
スマステパック 160 4K プラス	戸建住宅	10,450 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
スマステパック 160		9,900 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
スマステパック 30		9,350 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 30Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
スマステパック 160 4K プラス	集合住宅	9,680 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
スマステパック 160		9,130 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
スマステパック 30		8,580 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STVB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 30Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
バリューパック 160		8,800 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
バリューパック 30		8,250 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、 インターネット（下り 30Mbps／上り 5Mbps）、 J:COM PHONE プラス
バリューパックミニ		4,620 円／月額 （プレミアム＋550 円／月額、プレミアムプラス＋1,100 円／月額）	ベーシックプラン（STB 利用料 1 台分）、 J:COM PHONE プラス
ネットパック 160		5,720 円／月額	インターネット（下り 160Mbps／上り 5Mbps） J:COM PHONE プラス
ネットパック 30		5,170 円／月額	インターネット（下り 30Mbps／上り 5Mbps） J:COM PHONE プラス

※ベーシックプランの新規受付は終了しております。
※プレミアムプラスはデジタルハイビジョンのみ受付可能です。
※全てのインターネットサービスはベストエフォート型です。
※月額利用料に含まれるものは、メールアドレス 5 個、メールサーバー容量 2G まで、ホームページ容量 60M、マカフィー for ZAQ、メールウイルススキャンサービス（全加入者・全メール対象）、WEB フィルタリングサービス、ZAQ コンテンツサービスです。
※スマステパックはスマートテレビサービスです。
※パックプランには下記の契約期間があり、契約期間は自動更新となります。契約満了月とその翌月以外に解約又はコース変更

の場合、下記の契約解除料が発生いたします。

契約解除料

パック名	契約期間	1年以内	2年以内	3年以内
スマステパック（戸建）	3年	38,500円	27,500円	16,500円
スマステパック（集合）	1年	22,000円		
その他のパック（戸建）	2年	16,500円		
その他のパック（集合）	1年			

１２.有料番組利用料（STB1台に付き）

項目	月額料金	デジタル ハイビジョン	デジタル	地デジBS・自治体プラン
WOWOW	2,530円	○	○	○
スターチャンネル	2,530円	○	○	○
Ｊ ＳＰＯＲＴＳ ４ ＨＤ	1,430円	○	○	－
衛星劇場ＨＤ	2,200円	○	○	－
Ｖ☆パラダイス	770円	○※注1	○	－
東映チャンネルＨＤ	1,650円	○	○	－
アニメシアターＸ	1,980円	○	○	－
フジテレビONE・TWO	1,100円	○※注2	○	－
ＴＢＳチャンネル１	660円	○※注2	○	－
テレ朝チャンネル１	660円	○※注2	○	－
グリーンチャンネルＨＤ・グリーンチャンネル２ＨＤ	1,320円	○	○	－
ＳＰＥＥＤチャンネル	990円	○	○	－
プレイボーイチャンネル	2,750円	○	○	－
レッドチェリー	2,750円	○	○	－
ミッドナイト･ブルー	2,530円	○	○	－
プレイボーイチャンネル・レッドチェリーセット	3,300円	○	○	－
フジテレビNEXT	1,100円※注3	○	－	－
ＭｎｅｔＨＤ	2,530円	○	－	－

○：受付可　　－：受付不可

※有料番組のご視聴は、デジタルのベーシック及び、プレミアムプラン、デジタルハイビジョンのベーシック、プレミアム及び、プレミアムプラスプラン、スマートステーションのベーシック、プレミアム及び、プレミアムプラスプラン、地デジBS、自治体プランの番組利用料が支払われていることが条件となります。
※各プランにより受付可否がございます。上表をご確認ください。
※「Ｖ☆パラダイス」「フジテレビONE・TWO」「ＴＢＳチャンネル１」「テレ朝チャンネル１」の新規受付は終了しております。
※注1　デジタルハイビジョンのプレミアムプラスプランでは番組利用料内でご視聴可能です。
※注2　デジタルハイビジョンでは番組利用料内でご視聴可能です。
※注3　臼杵プランの場合は、1,320円

１３．修復・補填費用

項目	単位	金額
V-ONU等	1工事あたり	16,500円
その他付属品	―	実費

１４．加入者が行う情報開示請求の料金

項目	料金	摘要
情報開示請求の料金	550円 ※郵送料込み	1証書毎に付き (1回の請求に付き)

１５．イチオシ２年割と高速２年割の途中解約（休止を含む）もしくはプラン変更の違約金

項　　目	金　　額
イチオシ２年割　　1,551 円/月	16,500 円
高速２年割ダブル　　220 円引/月	5,500 円
高速２年割トリプル　1,551 円引/月	16,500 円

※2年以内に対象サービスの途中解約（休止を含む）もしくはプランの変更があった場合、高速2年割ダブルの場合5,500円、高速２年割トリプルとイチオシ2年割の場合16,500円の違約金が発生いたします。
※各２年割は対象プラン内での変更の場合は利用期間を引き継ぎます。
※2 年割につきましては、新規受付は終了しております。

１６．消費税

表記の金額は全て、税込み価格です。

附則

（実施期日）
この改正規定は、2021 年 4 月 1 日から実施します

（実施期日）
この改正規定は、2026 年 4 月 1 日から実施します。
（ジェイコム各社の組織再編に伴う債権債務の承継について）
株式会社ジェイコム東京、株式会社ジェイコム札幌、株式会社ジェイコム湘南・神奈川、株式会社ジェイコム埼玉・東日本、株式会社ジェイコム千葉、土浦ケーブルテレビ株式会社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社ジェイコム九州、大分ケーブルテレコム株式会社の 9 社は、株式会社ジェイコム東京を存続会社とする吸収合併を 2026 年 4 月 1 日付で実施します。（以下、「組織再編」といいます）
また、存続会社である株式会社ジェイコム東京は、2026 年 4 月 1 日付で JCOM マーケティング株式会社に商号変更します。
この組織再編に伴い、消滅会社となるジェイコム各社が有する一切の債権および債務は、2026 年 4 月 1 日をもって JCOM マーケティング株式会社が承継します。当該債権の請求その他の取扱いについては、本約款の定めに従うものとします。

（実施期日）
この改正規定は、2026 年 8 月 1 日から実施します。